



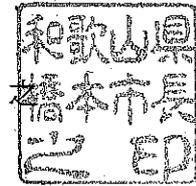
橋本市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成24年3月21日

橋本市長 木下善



1. 紀ノ光台一丁目を新設し、小字を廃止する区域

大字	字	地番
隅田町霜草	高尾	679、680、685の一部、686の一部、687の一部、698-3の一部、699-5の一部、699-6の一部、699-7、699-9から699-12まで、699-14から699-20まで、702の一部、710、711-1、714-1
隅田町垂井	岩倉	416-2の一部、416-9から416-12まで、420-1の一部、421-1、421-6、421-14、422-1から422-5まで、422-6の一部、422-8、422-9の一部、428、430、432、433-1から433-6まで、433-14から433-20まで、434-2から434-5まで、436、444、444-1、445、446、447、448-1、448-2、449、450、451-1、451-2、452、453-1、460、461、461-1、462、463-1、463-2、468
隅田町中島	高尾添	451-1、451-2、451-3、451-12、451-13、461-1、461-2、462-1から462-8まで、462-11から462-16まで、463-1、463-2、464-1、464-2、465-1、465-2

上記の区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の全部地番については、平成20年6月1日現在である。

2. 紀ノ光台二丁目を新設し、小字を廃止する区域

大字	字	地番
隅田町霜草	小原	427の一部、428、429-1、430-1、432-1、433-1、434-1、436-1、437、438の一部、439-1、439-2、440の一部、441、442-1、443-1、443-2、444、445の一部、447の一部、448-1、448-2、449-1、449-2、450、452-1の一部
	打樋谷	453、454-1、454-2、454-3の一部、454-5の一部、455-1、455-2、455-3、456、457-1、457-2、458-1、458-2、458-3、459-1、459-3、461-1から461-4まで、462-1、462-2、463-1、463-2、463-3の一部、464-1、464-2、464-4、464-5、464-6、465-2、466-1、467-1から467-6まで、468-2から468-8まで、468-10、468-11、468-12、468-17、468-18、468-21、468-22、468-23、479から488まで、489-1
	小畑ヶ	490-1、491-1
	東山	529から533まで、533-1、533-2、536-1、537-1、538、539-1、539-2、540、540-1、541、542、543-1、543-2、544、546-1、547-1、548-1、549-1、549-2、549-3、549-5、549-7から549-12まで、551-2、553-1、554-1、554-2、554-3、556-2、557-1、557-2、559から568まで、569-1、569-2、570から573まで、574-1、574-2、575、584-2、585-1、585-2、586-1、586-2、599、600、600-1、600-2、601、604-2、605-1、606-1、607-1、608、608-1、609-1、610、611、612、612-1、613-1、614-1、615、616-1、619-4
	高尾	685の一部、686の一部、687の一部、688、689-1、689-2、690、691、691-2、692、693、694-1、694-2、695-1、695-2、696、697、698-1、698-2、698-3の一部、699-2、699-3、699-5の一部、699-

和  
橋  
本  
三

		6の一部、700、701、702の一部、704、705、708-1、708-2
隅田町垂井	岩倉	416-2の一部、416-7、416-8、420-1の一部、422-6の一部、422-9の一部
上記の区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の全部		

地番については、平成20年6月1日現在である。

3. 紀ノ光台三丁目を新設し、小字を廃止する区域

大字	字	地番
隅田町霜草	堂ノ浦	214から217まで、218-1、218-2、219-1、219-2、220、221、222-1、222-2、223、224、225、226-1、226-2、227、227-2、228、229、230-1、230-2、231、232-1、233-1、234から241まで、242-1、242-2、243-1、244-1、245-1、246-1、247、248、249-1、249-2、250、251-1、251-2、252-1、252-2、252-3、253から258まで、258-1から258-4まで、259、259-1、260、262、263、264、265-1、265-2、266-1、266-2、267、268-1、268-2、269-1、269-2、269-3、270-1、270-2、271、272、273-1から273-6まで、274-1、274-2、275、275-1、276-1、277-1、278-1、280、281-2、282-1、282-2、284-1、285から288まで、289-1、289-2、290から295まで、296-1、297、298、299、300-1、300-2、301、301-1、302-1、303、304-1、304-2、305-1、306-3、317-1、318-1、318-3、319-1、319-2、320-1、320-3、321、322-3、323-5、331-1、331-4、331-5、332、333-1、333-2、334-1、334-2、335-1、335-2
	堂山	336、337、337-2、338-1、338-2、339、340、341、341-1、342、348、349、349-1、350-1、350-2、351-1から351-5まで、352、353、360-1、360-2、361から364まで、368から373まで、374-1、374-2、375、375-1、376から379まで、



		380-1、380-2、381から386まで、387-1、388-1、388-2、389、389-1、390から393まで、394-1、394-3、394-4、395、395-1、395-2、396-1、396-2、396-3、397、398-1、398-2、399、400-1、400-2、400-3、401-1、401-2、402、403-1、403-2、404、405-1、405-2、405-3、406から410まで、411-1から411-4まで、412-1、412-3、413、415-1から415-11まで、416から422まで、423-1、423-2、424、425-1、425-2、425-3、426
	小原	427の一部、438の一部、440の一部、445の一部、446、447の一部、451、452-1の一部、452-2、452-3
	打樋谷	454-3の一部、454-4、454-5の一部、454-6、462-3、463-3の一部
隅田町山内	小原	1699-1、1745、1746-1から1746-8まで、1747、1748、1749、1749-2、1750から1754まで、1755-1、1755-2、1756、1757、1758、1759-1、1768、1774から1778まで、1778-1、1778-2、1779-1、1779-2、1780から1786まで、1787-1から1787-5まで、1788から1792まで、1792-1、1793、1794、1795、1795-1、1795-2、1796から1799まで、1800-1から1800-4まで、1801から1804まで、1805-1、1805-2、1806、1807、1808、1809-1、1809-2、1810、1811、1812、1812-1、1812-2、1813、1814-1、1814-2、1815から1820まで
小峰台二丁目		10-1、11
上記の区域に隣接介在する道路及び水路である国有地の全部地番については、平成20年6月1日現在である。		